

## 令和4年度 文教委員会資料②

【議案第173号】

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局  
(令和4年11月24日)

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前						
○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号						○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号						
別表 (第12条関係)						別表 (第12条関係)						
1 施設専用利用料												
種別			金額					金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日	午前	午後1	午後2	夜間	全日
9時～12時			0時10分～	3時20分～	6時30分～	9時～	9時～	0時10分～	3時20分～	6時30分～	9時～	9時～
			3時10分	6時20分	9時30分	9時30分	9時30分	3時10分	6時20分	9時30分	9時30分	9時30分
大体育室	入場料を徴収しない場合	幸高津宮前多摩麻生	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円
			3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円	3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円

改正後							改正前							
		生						生						
入場料 を徴収する 場合	幸 高 津 宮 前 多 摩 麻 生	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円		入場料 を徴収する 場合	幸 高 津 宮 前 多 摩 麻 生	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円
小体育室	幸 高 津	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円		小体育室	幸 高 津	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円
	宮 前 麻 生	3,020円	3,500円	3,990円	4,590円	13,670円			宮 前 麻 生	3,020円	3,500円	3,990円	4,590円	13,670円
	多 摩	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円			多 摩	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
第1武道室	高 津 多 摩 麻 生	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円		第1武道室	高 津 多 摩 麻 生	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
	高 津 多	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円			高 津 多	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円

改正後							改正前							
	摩 麻 生							摩 麻 生						
研修室	高 津 多 摩 麻 生	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円		高 津 多 摩 麻 生	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円	
第1研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円		幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円	
	宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円		宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円	
第2研修室	幸	960円	1,080円	1,210円	1,690円	4,590円		幸	960円	1,080円	1,210円	1,690円	4,590円	
	宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円		宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円	
第3研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円		第3研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
軽運動室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円								
種別		単位				金額	種別		単位				金額	
温水プール	多 摩	1 コース 1 回 2 時間まで				3,630円	温水プール	多 摩	1 コース 1 回 2 時間まで				3,630円	
アーチェリ 一練習場	多 摩	1 回 2 時間まで				1,080円	アーチェリ 一練習場	多 摩	1 回 2 時間まで				1,080円	
野球場	多 摩	1 回 2 時間まで				3,020円	野球場	多 摩	1 回 2 時間まで				3,020円	
テニスコー ト	多 摩	1 面 1 回 1 時間まで				900円	テニスコー ト	多 摩	1 面 1 回 1 時間まで				900円	
テニスコー	多	1 面 1 回 1 時間まで				960円	テニスコー	多	1 面 1 回 1 時間まで				960円	

改正後			改正前		
ト照明施設	摩		ト照明施設	摩	
備考			備考		
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。			1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。		
2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。			2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。		
3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。			3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。		
2 設備専用利用料			2 設備専用利用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 回	1,210円	スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 回	1,210円
その他設備	1組、1キロワットその他1単位 1回	1,810円	その他設備	1組、1キロワットその他1単位 1回	1,810円
備考			備考		
1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合			1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合		

改正後					改正前				
は、3回として扱う。					は、3回として扱う。				
2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。					2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。				
3 個人利用料					3 個人利用料				
種別		金額				金額			
		午前	午後1	午後2	夜間	午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分				
		6歳以上18歳未満の者 <u>(小学校</u> <u>(義務教育</u> <u>学校の前期</u>	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円
		<u>課程及び特</u> <u>別支援学校</u> <u>の小学部を</u> <u>研修室</u> <u>含む。以下</u> <u>第1研修室</u> <u>同じ。)入</u> <u>第2研修室</u> <u>学前の者を</u> <u>第3研修室</u> <u>除く。)</u> <u>軽運動室</u> 18歳以上の 学生	240円	240円	240円	240円	240円	240円	240円
種別		基本料金		超過料金		種別		基本料金	
トレーニング室		6歳以上18歳未満の者 <u>(小学校</u> <u>歳未満の者</u>		超過時間30分までごとに		12歳以上18歳未満の者 1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに	

改正後				改正前			
生 (小学校 に在学する 者をいう。) が利用する 場合にあつ ては、ボル ダリングウ オールに限 る。)	(小学校入 学前の者を 除く。) 18歳以上の 学生 18歳以上の 者 (学生を 除く。)	120円 1人1回3時間まで 240円	20円 超過時間30分までごと に 40円	(小学生を 除く。) 18歳以上の 学生 18歳以上の 者 (学生を 除く。)	120円 1人1回3時間まで 240円	20円 超過時間30分までごと に 40円	
温水プール	3歳以上15 歳未満の者 15歳以上の 中学生 (中 学校 (義務 教育学校の 後期課程、 中等教育学 校の前期課 程及び特別 支援学校の 中学部を含 む。) に在 学する者を いう。以下 同じ。)	1人1回2時間まで 240円	超過時間30分までごと に 60円	温水プール 中学生	1人1回2時間まで 240円	超過時間30分までごと に 60円	
	15歳以上の 者 (中学生 を除く。)	1人1回2時間まで 600円	超過時間30分までごと に 150円		15歳以上の 者 (中学生 を除く。)	超過時間30分までごと に 600円	150円